

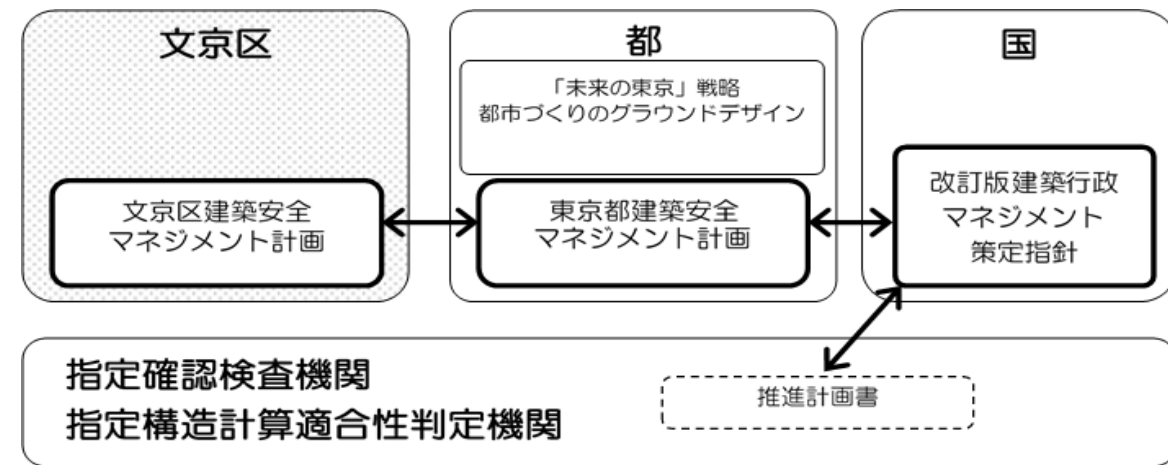
# 文京区建築安全マネジメント計画 概要版

## 1 計画策定の背景・目的

平成22年に国土交通省より「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）」（以下「計画策定指針」という。）が示され、特定行政庁において本計画を策定することとされた。その後、平成27年及び令和2年に計画策定指針の改定が行われた。

文京区は平成24年度に「文京区建築安全マネジメント計画」を策定し、適切な業務の推進を図ってきた。その結果、特殊建築物の定期調査報告率が向上するなど一定の成果が見られたものの、建築物の安心・安全を確保するために引き続き維持・管理の適正化に取り組む必要がある。令和4年度末に計画期間が終了するため、建築基準法等の制度改正の内容や建築物に係る事故への対応等に加え、「文京区建築安全マネジメント計画」を延伸し、建築行政を取り巻く課題への対応及び既存建築物を含む建築物に対する総合的な施策の推進を図る。

## 2 計画の位置づけ



## 3 計画の基本的な方向

- (1) 建築確認業務の適正化及び違反建築物の未然防止**  
区が実施する建築確認等審査・検査業務は、今後も的確に実施する。また、民間の指定確認検査機関が実施する当該業務は、指導・監督を強化していく。
- (2) 既存建築物の安全性の確保**  
安全なまちづくりを推進する上で重要な既存建築物について、維持・管理の適正化や違反建築物の是正指導等の取組みを強化していく。
- (3) 執行体制の整備**  
関係機関と連携しながら取組みの実効性を高めるため、執行体制を整備する。

## 4 計画期間

令和5年4月から令和10年3月までとする。

## 5 基本指針

- (1) 検査済証交付率 100%
- (2) 特殊建築物等の定期調査報告率 100%

## 6 計画の内容

分野	目標	推進する主な施策
業務設計・工事段階における未然防止及び違反建築	建築確認・検査の的確かつ円滑な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な審査の実施</li> <li>建築物に係る情報の提供</li> <li>検査未受検に対する督促等の実施</li> <li>適切な工事及び工事監理の誘導</li> <li>工事段階での違反建築物の未然防止</li> </ul>
	指定確認検査機関の業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認審査物件の現地調査</li> <li>指定確認検査機関への立入検査</li> <li>消防署との連携</li> </ul>
	建築士事務所及び建設業者の業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計者及び監理者の資格確認の徹底</li> <li>建設リサイクル法の対象工事等に係る工事現場パトロール</li> </ul>
違反建築物対策	建物所有者等による適切な維持・管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期報告率は100%を目指し、建築物の所有者等への指導・啓発を実施するとともに、関係機関等と連携し、違反建築物に対する適正な指導を実施する。</li> <li>定期報告制度に基づく指導の強化</li> <li>設計図書等の保存の重要性の啓発</li> <li>建築物に係る関係法令の知識の普及・啓発</li> </ul>
	違反建築物等に対する指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大な事故発生が懸念される違反建築物に対する是正指導</li> <li>違法に設置されたエレベーター等に対する指導</li> <li>違反建築物に関する情報の関係機関との共有及び連携</li> </ul>
建築物等及び敷地の安全性の確保	老朽建築物等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽建築物に対する指導</li> <li>管理不全空家の適正管理の指導強化</li> </ul>
	ブロック塀等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学路沿道コンクリートブロック塀に対する指導</li> <li>危険な塀に対する指導</li> </ul>
	建築基準法に基づく道路に係る適切な指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定道路図の公開</li> <li>細街路拡幅整備事業の推進</li> </ul>
	がけ・擁壁の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>がけ・擁壁の定期観察と所有者への維持・保全の指導</li> <li>土砂災害特別警戒区域の啓発</li> </ul>
	昇降機等の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存昇降機等に係る指導</li> <li>安全装置等機能の設置推進</li> </ul>
	その他の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>風水害対策</li> <li>アスベスト対策</li> </ul>
まちづくりと連携した建築行政の推進	建築確認及びまちづくり担当部署等が連携し、適正な建築行政を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>絶対高さ制限を定める高度地区の適切な運用</li> <li>指導要綱等の適切な協議の実施</li> <li>地区計画等の推進に伴う建築基準法の審査</li> </ul>
事故及び災害への対応	事故及び災害が発生した際、的確かつ迅速に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故発生時の関係機関との情報連絡体制の充実</li> <li>災害発生時の体制等の整備</li> </ul>
社会状況に対応した施策	建築物に係る法改正等に対し、関係部署と連携し、適切に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期優良住宅の認定審査の適切な実施</li> <li>低炭素建築物の認定審査の適切な実施</li> <li>建築物省エネ法の認定及び適合審査の適切な実施</li> </ul>
執行体制の整備等	執行体制の整備と関係団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定確認検査機関への立入指導及び定期報告の未報告建築物に対する指導等を実施するための執行体制の確立</li> <li>警察署及び消防署との連携と情報連絡体制の充実</li> <li>関係機関及び団体との連携</li> <li>DX化の推進</li> </ul>
	職員の技術力の向上	本計画に定める施策を的確に実施できる職員の育成を図る。